

介護予防サービス支援計画書等の同意に関する取扱いについて

本紙の介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標記の件につきまして、今般の政府の押印廃止方針及び令和3年度介護報酬改定により、書面による同意を行うことが規定されているものは押印を必須とせず署名のみでも可能としました。また書面に代えて「電磁的方法」ができるようになりました。

本市の取扱いについて記載し周知いたします。

1. 書面で同意を得る場合

1) 介護予防サービス支援計画書

◇原則利用者の署名を得てください（押印はなくても構いません）。

◇署名が困難な利用者について

- ① 家族又は法定代理人による利用者名の代筆（手書き）、及び代筆者名・続柄を得てください（押印はなくても構いません）。
- ② 代筆者がいない場合などは記名（印字・スタンプなど）と押印を得てください。

◇いずれの場合においても支援経過記録に同意の記録（年月日、方法、場所、署名が困難な理由など）をしてください。

【用語の説明】

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること。

記名：代筆や印刷、スタンプ等により氏名を記すこと。

法定代理人：成年後見人など。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

- ・「筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成26年12月26日条例第26号 第34条10項）

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

- ・「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」
(平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331009 号)

(介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領)

1 介護予防サービス・支援計画書

③〇「計画に関する同意」

介護予防サービス原案の内容を当該利用者・家族に説明を行った上で、利用者本人の同意が得られた場合、利用者に氏名を記入してもらう。この場合、利用者名を記入した原本は、事業所において保管する。

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について
(介護保険最新情報 Vol.1020 令和3年11月15日)

別紙2 参考様式の見直し

押印の削除や介護報酬改定に関する通知等で示された関連様式を踏まえ参考様式へ反映

2. 電磁的方法について

◇「交付」や「同意」は相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができます。電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に書面で行う必要があります。

◇「交付」や「同意」などを電磁的方法で行う場合は、省令、解釈通知及び条例の規定により取り扱ってください。「同意」などを省略するものではありません。

◇電磁的方法による場合は、書面による場合と同様に個人情報の適切な取扱いに留意してください。特にインターネットで行う場合はサイバー攻撃(データ窃取・システム破壊など)の対策をしてセキュリティ強化に努めてください。

◇電磁的方法による「交付」や「同意」を行う際は、事前に市にご相談ください。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

- ・「筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
(平成 26 年 12 月 26 日条例第 26 号 第 37 条 2 項)

電磁的記録等

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法)によることができる。

- ・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」
(平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331003 号、老老発第 0331016 号)
(厚生労働省令第 37 号 第 33 条 2 項 解釈通知)

(2)電磁的方法について

- ① 電磁的方法による交付は、基準第 4 条第 2 項から第 8 項までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q&A (令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。
- ④ その他、基準第 33 条第 2 項において電磁的方法によることができるとされているものは、①～③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

3.その他の事項

1) 利用者基本情報

◇契約時に個人情報使用同意書で同意の署名を得ている場合、利用者基本情報に署名・押印はなくても構いません。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

- ・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」
(平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331003 号)
(厚生省令第 37 号第 30 条 10 項解釈通知)

⑩介護予防サービス計画の説明及び同意(第 10 号)

当該説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」(「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331009 号厚生労働省老健局振興課長通知)に示す標準様式を指す)に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」「支援計画」「【本来行うべき支援ができない場合】適切な支援の実施に向けた支援」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防ポイント」欄に相当するものについては、説明及び同意を要するものである。

- ・介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について
(平成19年7月23日老振発第0723001号・老老発第0723001号)

2 利用者情報の収集について

(1) 利用者の要介護・要支援認定申請の際に、要介護・要支援認定申請書に市町村が申請者の認定調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を地域包括支援センター等に情報提供することについての本人同意欄を設け、本人からの同意を得ている場合は、介護予防サービス・支援計画書作成の際に改めて本人からこれらの情報を利用することの同意を得ることは必要ない。

2) サービス利用・提供票

◇署名・押印はなくても構いません。

◇支援経過記録に同意の記録(年月日、方法、場所)をして下さい。

3) 重要事項説明書

◇1.1)の介護予防サービス支援計画書と同様の取扱いとし原則利用者の署名が必要です。書面または電磁的方法により行う必要があります。

《根拠資料》 ※一部抜粋しています。

- ・「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」
(平成18年3月31日 老振発第0331003号)
(厚生省令第37号第4条2項 解釈通知)

(2) 内容及び手続きの説明及び同意

この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から**署名**を得なければならない。

※ご不明な点は筑紫野市高齢者支援課にご相談ください。

<問い合わせ先>

〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当

TEL: 923-1111

FAX: 920-1786